

件名	愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	行政手続法第 36 条の 2、36 条の 3

【改正の概要】

本条例は、国民の権利利益の保護の充実を図る観点から、行政手続法が一部改正されたことに伴い、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度等を整備するため、愛媛県行政手続条例の一部を改正するもの。

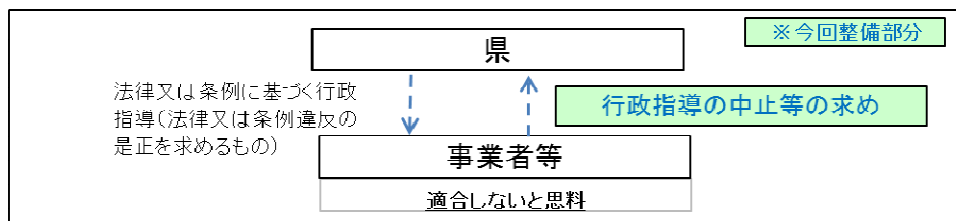
(1) 「行政指導の根拠等の提示義務」

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、次に掲げる事項を示さなければならない。

- ① 権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- ② ①の条項に規定する要件
- ③ 権限の行使が②の要件に適合する理由

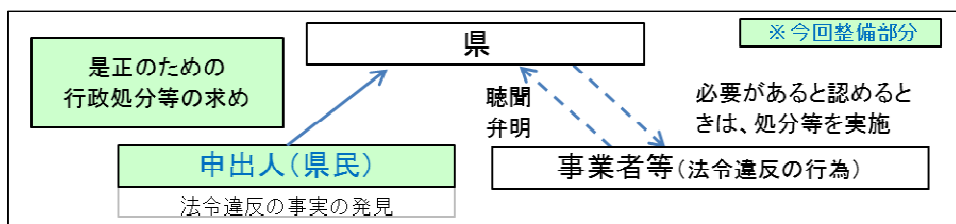
(2) 「行政指導の中止等の求め」の手續の整備

法律又は条例に基づく行政指導を受けた者が、行政指導が法律又は条例の要件に適合しないと思料する場合に県に中止等を求める申出の手續を定めるもの



(3) 「行政処分等の求め」

県民が法令違反をしている事実を発見した場合に、県に対し行政処分又は行政指導を促すための手續を定めるもの



施行日 平成 27 年 4 月 1 日

【その他参考事項】